

令和6年度五島市再生可能エネルギー分野先端技術開発支援事業  
公募要項

令和6年6月

五島市 総務企画部 未来創造課

# 令和 6 年度五島市再生可能エネルギー分野先端技術開発支援事業公募要項

## 1 対象事業名

五島市再生可能エネルギー分野先端技術開発支援事業

## 2 事業の目的

再生可能エネルギー分野において、AI や IoT などの先端技術を活用した産業振興や地域課題の解決、かつ、新市場の開拓や地元経済への貢献などに資する取組を実施する事業者に対して、その取組を支援する。

## 3 補助対象者

五島市内に本社を有する再生可能エネルギー分野（計画・設計、調査計測、製造・組立、運用・保守、電力需給管理等）に携わる者又は市内に本社を有する複数事業者による共同体制をとる者とする。

## 4 補助対象事業期間

交付決定日から令和 7 年 2 月 28 日（金）

## 5 補助対象となる経費

### (1) 専門家等への謝金

- ・事業を実施するための旅費
- ・委託・外注費
- ・機械装置等費（事業に必要な機械装置、その他備品の購入、又は借用に要する経費）
- ・諸費（印刷製本費、通信運搬費、会場借料等）

### (2) 補助率

4 分の 3 以内

### (3) 補助限度額

7,500 千円／件

### (4) 選定予定事業者数

2 者

## 6 応募資格

次の要件を全て満たす者。

- ①民間企業、NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、その他の法人又は法人以外の団体等のうち、本社が五島市内に所在する事業者等であること。
- ②総勘定元帳等の会計関係帳類、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
- ③関係法令に基づき社会保険の適用を含め、適正な雇用管理を行っていること。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）

に該当しない者であること。

⑤次のいずれにも該当しない者。

- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）がなされている者
- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑦暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

⑧市から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。

⑨市税に滞納がないこと。

## 7 申請の手続等

### (1) 募集期間

令和 6 年 6 月 14 日（金） ～ 令和 6 年 7 月 5 日（金） 17 時必着

### (2) 書類の受付

#### ①提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。なお、申請書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とする。

- ・事業計画採択申請書（様式第 1 号）
- ・事業計画書（様式第 2 号）

※事業計画書には事業ごとにどのような先端技術を取り入れているのかを確認できるように記載すること。

- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・積算明細書、見積書など経費の分かる資料
- ・暴力団の排除に関する誓約書（別紙様式 1）
- ・提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
- ・登記事項証明書及び定款（または寄付行為）の写し（個人事業主については開廃業届出書の控えの写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他の法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）
- ・直前 2 期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（個人事業主の場合は、青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し。）（起業に伴って事業を提案する場合など、2 年を経過していない企業等は、可能な範囲で提出すること。）
- ・市税全てに未納がないことの証明書

#### ②提出部数

5 部

#### ③提出期限等

提出期限：令和6年7月5日（金）17時まで（必着）

提出先：五島市総務企画部未来創造課（〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1）

提出方法：直接持参又は郵送すること。直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の9時から17時。郵送の場合は、書留必着とする。

### (3) 申請に際しての注意事項

①申請者にいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要項に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②複数申請の禁止

申請者1者につき、1申請のみ提出できるものとする。

③返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

④費用負担

申請書類の作成、提出など申請に要する経費等は、全て申請者の負担とする。

⑤その他

- ・申請者は、申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出された申請書類等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

## 8 審査に係る事項

### (1) 審査方法

補助対象者の選定にあたっては、申請者からの事業計画等の提出書類の申請を受けて、審査項目に基づいたプロポーザルによる審査とし、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、申請内容、事業の実施能力等を評価、採点し、事業採択を行う。

### (2) 選定委員会

①開催日時・場所

令和6年7月12日（金）予定

（提案者に実施時間・場所は、別途通知する。）

②企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション約20分間（提案件数により調整する。）

選定委員からの質疑約10分間（提案件数により調整する。）

※プレゼンテーションは、提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターに投影して説明することも可能である。

③注意事項

- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

### (3) 審査項目及び評価内容

申請いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内

において補助対象者を選定する。

- ①整合性（再生可能エネルギー分野において先端技術を活用した事業であるか）
  - ②事業遂行能力（労務管理能力や経営面も含め、事業を遂行する能力があるか）
  - ③産業振興や地域課題の解決力（事業を通じた市内産業振興や地域課題の解決につながるか、効果が期待できるか）
  - ④類似事業の実績（再生可能エネルギー分野において十分な実績があるか）
  - ⑤事業経費（申請内容に見合った経費となっているか、事業費の積算は適切か）
- (4) 審査会意見等について  
採択事業者は審査会で出された意見等について交付申請書提出時に検討すること。

## 9 その他

### (1) 採択後の事業進捗の報告について

採択事業者は8月末、11月末までに事業の進捗について市に対して報告すること。報告の様式については、採択事業者の任意の様式で可とする。

### (2) 採択後の実績報告について

採択事業者は実績報告書の提出期限までに事業の成果を完結にまとめたものを実績報告書とともに市に対して報告すること。報告の様式については、採択事業者の任意の様式で可とする。

## 10 留意事項

他に行っている事業と明確に区分した経理処理等が必要となる。また、会計関係帳簿、労働関係帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管が必要となる。

## 11 問い合わせ先

五島市総務企画部未来創造課（〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1）

TEL：0959-88-9503（直通）

FAX：0959-74-1994

E-mail：miraisouzou@city.goto.lg.jp